

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 患者又は疑似患者の発見について 三五
- 届出があった件 三五
- 保安林の指定をする予定である件 三五
- 道路の区域を変更する件 三五

### 公 告

- 道路の供用を開始する件 三五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三五
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三五
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三五

## 告 示

### 福島県告示第四百六十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十三年十月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患者及び疑似患者の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	蜜蜂	患者	二群	郡山市	平成二十三年九月二〇日	自衛殺

(畜産課)

### 福島県告示第四百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十三年十月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 保安林予定森林の所在場所  
白河市大瀬目山一、二の一、二二の三、瀬目一五の一、一五の二、一五の四、七二の四、七三、七四の二、七五
  - 指定の目的  
落石の危険の防止
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐は、択伐による。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
        - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

### 福島県告示第四百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十三年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道北山 会津若松 線	喜多方市熊倉町大字新 合字堂ノ前甲八六二番 地先から 同 市熊倉町大字新 合字金沢丙一九二番一 地先まで	変更前	七・四	九六六・〇
		変更後	一一・〇	一、〇〇〇・〇

(道路計画課)

### 福島県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十三年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十三年十月四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道福島保原線	伊達市保原町上保原字上ノ原七番一地先から 同市保原町上保原字観音前一番七地先まで	平成二十三年一月四日

（道路計画課）

公 告

公告第百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成二十三年十月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年九月二十二日
- 二 名称  
特定非営利活動法人NPO理音
- 三 代表者の氏名  
佐藤 和之
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県南相馬市原町区日の出町四十五番地の三（日の出町団地二十九号室）
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、「ICF「国際生活機能分類」に基づき、機能障がいや社会的不利への支援、また、才能はあれどチャンスに恵まれない多くの方々への支援に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十三年十月四日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

二本松市土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

監事 渡邊 平一 二本松市原セ上ノ内二三八番地

（農村計画課）

公告第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、南会津町から田島都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十三年十月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所  
総括図、計画図及び計画書の写し

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県南会津建設事務所企画管理部企画調査課  
 （都市計画課）